

## 地域共生型再生可能エネルギー事業の認定に関する要領

### (目的)

第1 この要領は、地域の社会及び環境と調和した再生可能エネルギー事業の展開を目的に、地球温暖化対策実行計画に規定する「地域共生型再生可能エネルギー事業」の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）及び同法施行令（平成21年政令第222号）に定める再生可能エネルギー源をいう。
- (2) 再エネゾーニング 「久慈市における円滑な再生可能エネルギー導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成事業」において、市域を保全エリア、調整エリア及び促進エリアに区分したものをいう。
- (3) 事業計画区域 事業の実施及びこれに伴う工事により、土地の改変その他の工作物の設置等が想定される範囲をいう。ただし、送電線の敷設のみを目的とする範囲及び資機材の輸送等に伴い一時的に使用する範囲は含まないものとする。

### (対象事業)

第3 再生可能エネルギーを利用する事業のうち、次に掲げるエネルギー源を起源とする発電事業を対象とする。

- (1) 太陽光
- (2) 風力

### (認定基準)

第4 次の各号に掲げる基準を満たすこととする。

- (1) 第2次久慈市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定版に掲げる地域共生型再生可能エネルギー事業の導入目標と整合していること。
- (2) 地域共生に係る取組が適切に実施されること。
- (3) 環境保全に係る取組が適切に実施されること。
- (4) 事業実施の蓋然性、工事及び運転期間中の安全管理・通報体制の整備状況、事業完了時の撤去及び廃棄に関する計画等が示されていること。
- (5) 事業計画区域が再エネゾーニングにおける調整エリア又は保全エリアに該当しないこと。ただし、再エネゾーニングにおいてエリア設定の根拠となった法令等に応じて、別表1に掲げる配慮事項を適切に実施する場合は、この限りではない。
- (6) 実施する地域共生策その他の取組について、協定等による具体的な合意が成立していること。

### (認定申請)

第5 地域共生型再生可能エネルギー事業の認定を受けようとする者は、地域共生型再生可能エネルギー事業認定申請書（様式第1号）に別表2に掲げる書類を添えて資料に提出しなければならない。

(認定)

第6 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、地域共生型再生可能エネルギー事業認定（不認定）通知書（様式第4号）により、その結果を通知するものとする。

2 市長は、前項の認定に際して必要と認める場合は、条件を付して認定することができる。

(計画変更)

第7 前条の規定により認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定を受けた事業について次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ地域共生型再生可能エネルギー事業変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 事業の全部又は一部を廃止しようとするとき。
- (3) 事業の全部又は一部を他に継承させようとするとき。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、軽微な変更として取り扱い、報告書の提出をもって承認を受けたものとみなす。

- (1) 設備の仕様変更その他、事業の基本的な内容に影響を及ぼさないもの
- (2) 発電容量の5%以内の増減
- (3) 事業計画区域の削減（削減面積が事業計画区域全体の10%を超える場合を除く）
- (4) 担当者、連絡先その他事務手続きに係る事項の変更
- (5) その他、市長が軽微であると認めるもの

3 市長は、第1項の規定による変更の申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、変更の可否を決定し、地域共生型再生可能エネルギー事業変更承認（不承認）通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(認定取消し)

第8 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (2) 第4に規定する認定基準を満たさなくなったとき。
- (3) 協定が適切に履行されていないとき。
- (4) 事業の実施状況が著しく不相当であり、改善が見込まれないと認められるとき。
- (5) 住民との紛争が生じ、その解消又は改善の見通しがないと認められるとき。
- (6) 認定時に付した条件が履行されず、以後も履行の見通しがないと認められるとき。
- (7) その他、市長が適当でないとき。

別表 1

## エリア設定の根拠となった法令等に応じた配慮事項

区域等の名称	根拠法令等	配慮事項
砂防指定地	砂防法(明治 30 年法律第 29 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づき必要な許可等を受けていること。</li> <li>・調査等に基づき土砂災害等のリスクを評価し、適切な対策を講ずること。</li> </ul>
地すべり防止区域	地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づき必要な許可等を受けていること。</li> <li>・調査等に基づき土砂災害等のリスクを評価し、適切な対策を講ずること。</li> </ul>
急傾斜地崩落危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 33 年法律第 30 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づき必要な許可等を受けていること。</li> <li>・調査等に基づき土砂災害等のリスクを評価し、適切な対策を講ずること。</li> </ul>
保安林	森林法(昭和 26 年法律第 249 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安林の公益的機能の維持に支障をおよぼさないものとして、必要な許可等を受けていること。</li> </ul>
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別保護地区においては、法令に基づき必要な許可等を受けていること。</li> <li>・鳥獣の生息環境等の保全に向けた取組みを講ずること。</li> </ul>
国立公園区域	自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別地域においては、法令に基づき必要な許可等を受けていること。</li> <li>・普通地域においては、法令に基づき必要な届出等を行っていること。</li> <li>・設備の外観、色彩及び配置等を工夫し、景観等に与える影響を低減すること。</li> <li>・地形の改変及び動植物への影響等の回避並びに低減する取組みを講ずること。</li> <li>・公園利用者への影響の回避並びに低減に資する取組みを講ずること。</li> </ul>
県立自然公園	岩手県県立自然公園条例(昭和 33 年 12 月 26 日条例第 53 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別地域においては、法令に基づき必要な許可等を受けていること。</li> <li>・普通地域においては、法令に基づき必要な届出等を行っていること。</li> <li>・設備の外観、色彩及び配置等を工夫し、景観等に与える影響を低減すること。</li> <li>・地形の改変及び動植物への影響等の回避並びに低減する取組みを講ずること。</li> <li>・公園利用者への影響の回避並びに低減に資する取組みを講ずること。</li> </ul>
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づき必要な許可等を受けていること。</li> <li>・調査等に基づき土砂災害等のリスクを評価し、適切な</li> </ul>

	害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）	<p>対策を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発に伴う土地の改変等について、当該区域が属する土砂災害警戒区域内の住民等に説明を実施すること。</li> </ul>
山地災害危険地区	林野庁長官通達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査等に基づき土砂災害等のリスクを評価し、適切な対策を講ずること。</li> <li>・開発に伴う土地の改変等について、区域に隣接する住民等に説明を実施すること。</li> </ul>
土砂災害危険箇所	国土交通省通達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査等に基づき土砂災害等のリスクを評価し、適切な対策を講ずること。</li> </ul>
海岸保全区域	海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づき必要な許可等を受けていること。</li> </ul>
農用地区域内の農地 甲種農地 第 1 種農地（太陽光のみ）	農地法(昭和 27 年法律第 229 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づき必要な許可等を受けていること。</li> <li>・周辺農地への影響の回避並びに低減に資する取組みを講ずること。</li> </ul>
KBA (生物多様性保全区域)	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の保全に向けた取組みを講ずること。</li> </ul>
新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査等に基づき土砂災害等のリスクを評価し、適切な対策を講ずること。</li> <li>・開発に伴う土地の改変等について、区域内の住民等に説明を実施すること。</li> </ul>
保全対象施設から 1 km 範囲内（風力のみ対象）	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査等に基づき騒音等の影響を評価し、適切な対策を講ずること。</li> <li>・区域内に保全対象施設（学校、病院、福祉施設等）がある場合は、管理者等に対する説明を実施すること。</li> </ul>
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査等に基づき土砂災害等のリスクを評価し、適切な対策を講ずること。</li> <li>・開発に伴う土地の改変等について、区域内の住民等に説明を実施すること。</li> </ul>
既知の埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づき必要な届出等を行い、指示・勧告等に従い事業を実施すること。</li> <li>・埋蔵文化財の発掘調査及び保存等に対して適切な協力を行うこと。</li> </ul>
緑の回廊		<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の連続性維持並びに動物の移動経路確保等に資する取組みを講ずること。</li> <li>・森林管理局と調整の上、緑の回廊設定方針に定める設定目的に与える影響等に係る配慮を行うこと。</li> </ul>

別表2

認定申請に添付する書類

1	事業計画書（様式第2号）
2	誓約書（様式第3号）
3	事業計画区域を確認できる図面等
4	土地利用に関する証明書類
5	系統接続に関する証明書類（系統への接続を行う場合のみ）
6	工事及び運転期間中の安全管理・通報体制の整備状況を示す書類
7	事業完了時の撤去及び廃棄に関する計画等を示す書類
8	その他市長が必要とする書類